

自動車登録情報の提供に関する申合せ

国 自 情 第 3 6 号  
警 察 庁 丙 支 発 第 3 号  
警 察 庁 丙 情 管 発 第 5 号  
令 和 元 年 6 月 2 8 日

国 土 交 通 省 自 動 車 局 長 奥 田 哲 也

警 察 庁 刑 事 局 長 露 木 康 浩

警 察 庁 情 報 通 信 局 長 彦 坂 正 人

国土交通省（以下「甲」という。）及び警察庁（以下「乙」という。）は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車登録ファイル、同法第72条第1項に規定する二輪自動車検査ファイル及び同法第97条の3の規定により使用の届出がされた検査対象外自動車に関する事項が電子情報処理組織によって記録されたファイル（以下「登録ファイル」という。）に記録されている情報（以下「登録情報」という。）の提供に関して、下記のとおり申し合わせる。

記

1 （情報の利用者）

甲から乙に提供される登録情報の利用者は、乙（乙の附属機関及び地方機関を含む。）及び都道府県警察とする。

2 （利用目的）

乙は甲から提供される登録情報を犯罪捜査その他公共の安全と秩序の維持のために使用するものとする。

3 （提供する情報）

甲が乙に提供する登録情報は、登録ファイル等に記録されている情報のうちから乙が必要な事項とする。

#### 4 (提供方法)

甲が乙に提供する登録情報は、回線伝送又は外部記録媒体により提供するものとする。

#### 5 (提供時期)

登録情報の提供の時期は、甲乙協議の上、定めるものとする。

ただし、甲又は乙の都合により、上記時期に提供できないときは、甲乙の協議により、別途定める。

#### 6 (処理経費等の負担)

(1) 甲が乙に提供する登録情報及びその処理にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(2) 甲が乙に提供する登録情報の伝送及び搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。詳細については、甲乙協議の上で定める。

#### 7 (情報の受渡し)

登録情報の受渡しは、甲乙協議の上、定めた場所において行うものとする。

#### 8 (情報の管理)

乙は、提供を受けた登録情報の取扱いについて、乙の内部規定に基づき安全に管理するものとする。

#### 9 (目的外使用の禁止)

乙は、提供を受けた登録情報により知り得た内容を、この申合せ2の利用目的以外に使用しないものとする。

なお、乙がこの定めに反した場合は、甲は登録情報の提供を中止することができるものとする。

#### 10 (照会の制限)

乙は、提供を受けた登録情報の利用を開始した以降は、やむを得ない場合を除き、甲（甲の地方機関を含む。）に対しこの申合せ2に掲げる事項のための照会等を行わないよう都道府県警察に周知徹底を図るものとする。

#### 11 (システム変更等)

甲は、甲のシステム及びその設置場所を変更することにより、乙のシステムに影響を及ぼすと思われる場合は、事前に乙へ通知し、甲乙で協議するものとする。

#### 12 (その他)

(1) この申合せを変更しようとするときは、甲乙協議の上、これを行うものとする。

(2) この申合せに疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

### 附 則

1 この申合せは、令和元年7月1日から効力を発する。上記を証するため、この申合せを3通作成し保有する。

2 「自動車登録情報の提供に関する申合せ」（平成23年12月21日付け国自情第98号、

警察庁丙刑企発第70号、警察庁丙情管発第86号) は廃止する。